

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域福祉の推進においては、障害のある人や支援が必要な高齢者、子育て家庭をはじめ福祉サービスを必要とする人はもちろんのこと、すべての人が様々な違いや多様性を認めあい、個々人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送れるよう、「**人間性の尊重**」の大切さを誰もが認めあう社会を目指す必要があります。

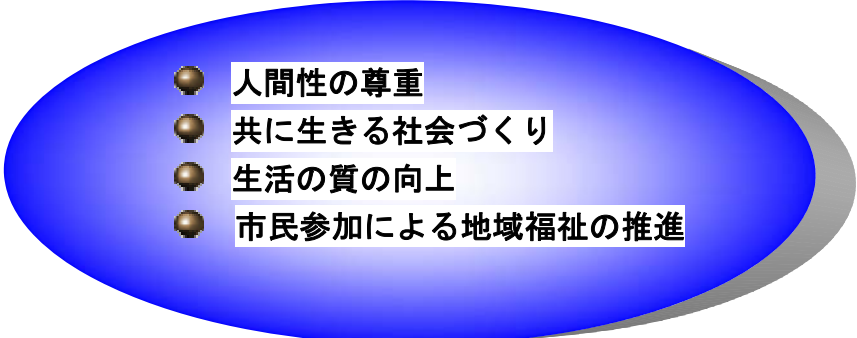
また、市民相互の連帯や心のつながりと、そのために必要な支援のしくみが不可欠であり、地域社会のすべての人の参加と参画を促し社会的に連帯し包含する、いわゆる“**ソーシャル・インクルージョン***”という視点を重視した「**共に生きる社会づくり**」が期待されています。

さらに、人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定によって自らの人生を切り開き自己実現を図っていくという、利用者自身の持っている力を引き出す支援が重要になります。人生をより良く生きる取り組みの実践やその過程を通じ「**生活の質*の向上**」を図れることが求められています。

なお、これまでの福祉はややもすると行政から市民への給付という形を取ってきました。しかし、これからは個人の尊厳を重視し、すべての人が対等かつ平等であるとの考え方に基づいて、すべての市民にとって必要な社会福祉をすべての市民で支えていくという考え方が重要となります。そのためには、市民の理解と協力により支えられた「**市民参加による地域福祉の推進**」が不可欠です。

こうしたことから、「第三次羽村市地域福祉計画」では、基本理念を次のように定めます。

基本理念

- 
- **人間性の尊重**
 - **共に生きる社会づくり**
 - **生活の質の向上**
 - **市民参加による地域福祉の推進**

2 計画の基本的な視点

計画の策定にあたっては、以下の視点を踏まえて施策の具現化を図ります。

(1) 地域における支えあい

誰もが、その意欲に応じて地域における生活を支えあう活動や人々のネットワークに参加・活動し、その結果として生み出された支援の輪が、地域に暮らす支援を必要とする人に届き、その人の生活の充足感を高めることが望まれます。こうした流れを広めていくことによって、地域の特性に応じた安心感の醸成や地域コミュニティの活性化を推進していくことが必要です。

(2) 利用者主体のサービス提供

サービスの利用者を固有性を持った一人の人間としてとらえ、その人に相応しい生き方ができるよう、また、自らが適切なサービスを選択し利用することによってその人らしい主体的な自己実現が図れるよう、一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供という利用者主体の原則が尊重される必要があります。

(3) 協働と連携による支援の推進

福祉サービスに関するニーズが多様化・複雑化するなかで、行政や社会福祉協議会*をはじめとする社会福祉法人、サービス事業者、ボランティア団体、町内会・自治会や特定非営利活動法人(NPO)*など、多様な活動主体相互の協働や連携による公的なサービスやインフォーマルなサービス*も含めた総合的な支援の推進が必要です。

(4) 市民の主体的参加

すべての市民が自らの課題や地域の課題に気づき、その課題を解決するために主体的に参加・参画していくことが求められています。また、市民は福祉サービスの受け手であると同時にサービスの担い手でもあるという考え方を深め、地域という場において、福祉の枠を超え多様な可能性を秘めた関係を広く築き、協働していくことが大切です。地域コミュニティの中で公共サービスを担うしくみをつくり、多様な民間の主体を育て、豊かにすることによって、「新しい公共」*の創造や、地域力を高めていく必要があります。

3 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、基本的な視点を踏まえ、この計画を推進するために4つの目標を設定します。

(1) 地域における支えあい活動の推進

すべての市民が安心して地域で自立した生活を送るには、市民一人ひとりが地域を構成する一員として、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、共に支えあい、助けあうことが大切です。

市民、市、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOなどの地域福祉の担い手が地域を構成する一員として、孤立の防止とつながりを回復する、支えあうしくみづくりや活動の推進を図ります。

(2) 安心してサービスを利用できるしくみの充実

すべての市民が自らの意思に基づき、地域で自立した生活を送るためには、多様なサービス提供主体による良質なサービス基盤の整備が必要です。また、利用者が適切な事業者を選ぶための情報提供や事業者への適切な指導など、利用者が安心してサービスを受けられるしくみが求められています。そのため、情報提供や情報公開の促進とともに、東京都等とも連携し、苦情対応や事業者への指導を働きかけます。

(3) 地域で暮らすための支援体制の充実

住み慣れた地域で安心して生活するために、利用者が必要な情報を効果的に得られるよう支援するしくみづくりや、気軽に相談できる相談支援体制を充実します。

また、地域福祉権利擁護事業*や成年後見制度*などの人権に配慮した制度の利用支援や、虐待防止・防犯等のためのネットワークの確立や連携の強化を図ります。

(4) 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

地域の生活課題を改善し、解決するための活動とともに、地域福祉計画の策定に地域の担い手が積極的に参加・参画するしくみを目指します。また、若年層へのボランティア意識の普及や地域活動（町内会・自治会活動、ボランティア活動など）への参加の推進を図ります。